

# 北山・十津川地域森林計画書の 変更計画書

(北山・十津川森林計画区)

計画期間 自 令和 3年4月 1日  
至 令和13年3月31日

令和3年1月15日 奈良県公告で公表  
令和4年1月11日 奈良県公告で公表

奈 良 県



# 目 次

## I はじめに

- 1 森林計画制度の意義と仕組み ----- <変更なし>
- 2 森林計画制度の概要 ----- <変更なし>
- 3 奈良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策 <変更なし>

## II 計画の大綱

- 1 森林計画区の概要 ----- <変更なし>
  - (1) 自然的背景 ----- <変更なし>
  - (2) 社会・経済的背景 ----- <変更なし>
  - (3) 森林・林業の概況 ----- <変更なし>
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ----- <変更なし>
  - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 ----- <変更なし>
  - (2) 間伐面積 ----- <変更なし>
  - (3) 人工造林・天然更新別面積 ----- <変更なし>
  - (4) 林道の開設及び拡張の数量 ----- <変更なし>
  - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 ----- <変更なし>
  - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 ----- <変更なし>
- 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方 ----- <変更なし>
  - (1) 新たな森林環境管理制度の導入 ----- <変更なし>
  - (2) 目指すべき森林への誘導方針 ----- <変更なし>
  - (3) 新たな森林環境管理制度の推進体制 ----- <変更なし>
  - (4) 森林環境の維持向上に関する取組 ----- <変更なし>
  - (5) 県産材の利用の促進に関する取組 ----- <変更なし>
  - (6) 担い手の養成・確保 ----- <変更なし>
  - (7) 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守 ----- <変更なし>
  - (8) 山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進 ----- <変更なし>
  - (9) 「林業・木材産業の再生」に向けた取組の推進 ----- <変更なし>

## III 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- <変更なし>
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- <変更なし>
  - 1 奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針 ----- <変更なし>
  - 2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 <変更なし>
    - (1) 森林の整備及び保全の目標 ----- <変更なし>
    - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 ----- <変更なし>
    - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 --- <変更なし>
- 第3 森林の整備に関する事項 ----- 1
  - 1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く） ----- 1



2	保安施設に関する事項	-----	5
(1)	保安林の整備に関する方針	-----	<変更なし>
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	-----	<変更なし>
(3)	治山事業の実施に関する方針	-----	5
(4)	特定保安林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(5)	その他必要な事項	-----	<変更なし>
3	鳥獣害の防止に関する事項	-----	<変更なし>
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	-----	<変更なし>
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項	-----	<変更なし>
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	-----	<変更なし>
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	-----	<変更なし>
(3)	林野火災の予防の方針	-----	<変更なし>
(4)	その他必要な事項	-----	<変更なし>
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
1	保健機能森林の区域の基準	-----	<変更なし>
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	<変更なし>
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	-----	<変更なし>
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	-----	<変更なし>
(3)	その他必要な事項	-----	<変更なし>
第6	計画量等	-----	7
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	<変更なし>
2	間伐面積	-----	<変更なし>
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	<変更なし>
4	林道の開設又は拡張に関する計画	-----	7
(1)	開設	-----	7
(2)	拡張（改良）	-----	9
(3)	拡張（舗装）	-----	14
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	16
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	16
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	-----	<変更なし>
(3)	実施すべき治山事業の数量	-----	<変更なし>
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	-----	<変更なし>
第7	その他必要な事項	-----	<変更なし>
1	保安林その他法令により施業について制限を 受けている森林の施業方法	-----	<変更なし>
別表1	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	-----	<変更なし>
天然更新完了基準	-----	-----	<変更なし>

---

この地域森林計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、北山・十津川地域森林計画の一部を変更するものである。

なお、この変更計画は、令和4年4月1日から適用する。

### Ⅲ 計画事項

#### 第3 森林の整備に関する事項

##### 1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）

###### (2) 立木の標準伐期齢等に関する指針

主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとしますが、本計画区における主伐の時期は、「第3-1-(1)-ア-ア」に示す表を目安として定めます。

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能等を考慮し、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期として、市町村森林整備計画において定められます。また、エリートツリーや特定母樹などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討します。

ただし、地域を通じた立木の伐採を対象とする下限の目安として、制限林の伐採規制等のほか、森林経営計画の間伐の基準や立木の評価基準に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるための林齢ではありません。

標準伐期齢

単位 林齢：年

地区	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	主として天然下種によって 生立するその他広葉樹	主としてぼう芽によって 生立するその他広葉樹
全域	40	45	40	15	45	45	20

※ 平均成長量：総成長量を成長期間で除したもの

##### 2 造林に関する事項

伐採跡地の更新については、次の(1)～(3)によるもののほか、「ガイドライン」を遵守し確実な更新を図るものとします。

###### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等の生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

###### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林樹種は、適地適木に考慮しながら自然条件等、地域における造林種苗の需給動向及び木材の需要動向等を考慮しながら選定し、選択の規範は市町村森林整備計画において個々に定められます。これを定めるに当たっては、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、地域の自然条件と造林樹種の特質、地域における既往の成林樹種、施業体系等を考慮しながら樹種の選定が行われるように留意します。また、活着率の高さや植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用も推進します。

人工造林対象樹種としては、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、カエデ類及びケヤキを標準的な樹種とします。ただし、スギ、ヒノキ、アカマツについては、林業種苗法によって指定された母樹林及び母樹から採取した種子、

さし穂で養成したものを用います。さらに、苗木の選定については、エリートツリや特定母樹などの成長が優れた苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

## イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨とし、自然条件や既往の造林方法等を考慮して、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すとともに、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の推進に努めます。

人工造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において個々に定められます。

### (7) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を標準として、地域の実情、自然的・社会的条件や生産目標を考慮して定めるものとします。

樹種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立	6,000
	中仕立	4,500
	粗仕立	2,000～3,000
ヒノキ	密仕立	7,000
	中仕立	4,500
	粗仕立	2,000～3,000
その他		慣行の植栽本数

### (4) 標準的な方法の指針

皆伐地の地拵えについては、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、林地の保全に配慮します。植付けについては、気候その他の自然条件等を考慮して定めます。なお、複層林化等を図る場合には上層木の適度な伐採を実施した後、下層木としてスギ、ヒノキ又はその他耐陰性樹種を植栽する上で、植栽本数及び樹種は下層木が上層木となったときの状況を考慮して決定します。

また、恒続林又は自然林については、小面積の群状又は帯状の伐採跡地において最終的に想定する林況を考慮の上、地域特性に応じた樹種及び植栽本数を選択することとします。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、伐採の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林による植栽を行うものとし、択伐による伐採を行った場合は、5年以内に人工造林による植栽を行うものとします。

また、それ以外の森林において人工造林を行う場合も、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に準ずるものとします。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、巻末に掲載している「天然更新完了基準」を参考にし、市町村森林整備計画で定める基準に基づき更新の完了を判断するものとします。なお、必要に応じて刈出し等の補助作業や補植を行うことにより確実に成林させるものとします。

また、伐採の一定期間後に更新を確認し、更新が十分に行われていない場合は発生した稚樹の生育を促進するため、刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植栽を行うなど確実な更新を図るものとします。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ナラ類、その他有用広葉樹を主体に地域の特性に応じて選定し、選択の規範は市町村森林整備計画において個々に定められます。これを定めるに当たっては、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、地域の自然条件と造林樹種の特質、地域における既往の成林樹種、施業体系等を考慮しながら樹種の選定が行われるよう留意します。なお、ぼう芽更新が可能な樹種はシイ・カシ・ナラ類とします。

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新後の期待成立本数は6,500本/haとします。また、後継樹が林地全体にわたり2,000本/ha以上存在している状態をもって更新完了とします。

アカマツ等の天然下種更新による更新を図る森林において、ササ等の繁茂や枝条類の堆積により下層木の生育が不良な場合は、必要に応じて地表かき起こし、播種等の更新補助作業を行います。

クヌギ、コナラ等のぼう芽による更新を図る森林において、生育が不十分な箇所については、必要に応じて芽かき、植え込み等の更新補助作業を行います。

伐採跡地については、「天然更新完了基準」を用いて更新状況の確認を行うとともに、伐採の翌年度の初日から起算して5年を経過しても天然更新完了基準を満たすことができない森林については、追加的な天然更新補助作業（人工植栽等）の実施を検討し、確実な更新を図ります。

天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において個々に定められます。

### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り林地の荒廃を防止するため、天然更新によるものは速やかに更新を図るものとします。また、更新が図りがたいところは、補植等により確実な更新を図るものとします。

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、天然更新を行う際の規範として、市町村森林整備計画において伐採の翌年度の初日から起算した5年を超えない期間で定めら

れます。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候、地形、土壌条件及び周辺の伐採跡地の天然更新状況等を踏まえ、ぼう芽更新に適した立木や、天然下種更新に必要な種子を供給する母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害の被害の発生等の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において個々に定められます。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

林道等の基盤施設が適切に整備されている、若しくは整備される予定があり、造林、保育及び間伐を推進することにより、木材需要に応じた樹種、径級の木材生産が期待できる森林について区域を設定します。またこの区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。森林の望ましい姿については、「第2-2-1(1) 森林の整備及び保全の目標」に示すとおりとします。なお、「第3-4-1(1) ア」で示す公益的機能別施業森林の区域と重複する場合は、それぞれの機能に支障がないように設定することとします。

#### イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林においては、単層林施業を主体とし、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。また特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

また、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の实情からみて、公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適正と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業の推進を図ることとします。

その他「ガイドライン」を参考に、適切な伐採・更新が確保された施業を行うものとします。

### (7) 長伐期施業

公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とし、主伐の時期は概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とします。下層植生を適正に維持するために間伐を実施し、林内照度の低下を防止することとします。

また、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防ぐため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採することとします。伐採跡地につ

いては、早期更新を確保するため主伐の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

#### (イ) 複層林施業

複層林の造成に当たっては、当該森林の更新が概ね期待できる林齢に達した森林について適度な主伐を実施し、下層木の植栽を行います。主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため主伐の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとします。

複層林は形状比が大きくなり冠雪害に対する抵抗力が低いことに留意する必要があります。造成後は下層木の適確な生育を確保すること及び公益的機能の低下を防止するために、一定の蓄積が常に維持されるよう適切な保育、間伐を実施するものとします。

### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

#### (6) 林産物の搬出方法等

##### ア 林産物の搬出方法

「ガイドライン」に定める皆伐についての事項を踏まえ、適切な搬出方法を行うこととします。

##### イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずる場合は、地表を極力損傷しないよう、架線集材等によることとします。

当計画区には搬出の方法を特定する森林は、特にありません。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取・盛土等の土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、法勾配の安定を図り、必要に応じて台風等による土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮することとします。

### 2 保安施設に関する事項

#### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づ

くりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として優先度を明確にした上で、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。なお、その際、流域治水の取組との連携を推進することとします。

## 第6 計画量等

### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

#### (1) 開設

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	殿 野 坪 内	10,800	(2,824) 1,502	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	川 股 天 辻	3,500	(2,804) 1,629	○		五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩 野 新 田	21,000	568			
〃	〃	〃	〃	僧 庵 谷	1,000	75			
〃	〃	〃	〃	観 音 峰	2,500	136			
〃	〃	〃	〃	向 山 西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大 橋	500	412			
〃	〃	〃	〃	大 谷	500	38			
〃	〃	〃	〃	道 淨 谷	500	175			
〃	〃	〃	〃	籠 山	500	62			
〃	〃	〃	〃	庵 住 広 瀬 谷	500	112			
〃	〃	〃	〃	五 色 谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑 の 谷	1,000	291			
〃	〃	〃	〃	高 尾 谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	寺 井 谷	500	25			
〃	〃	〃	〃	高 山 谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	ア シ 谷	500	48			
〃	〃	〃	〃	天 和 谷	500	42			
〃	〃	〃	〃	モ ジ キ 谷	500	237			
〃	〃	〃	〃	金 山 谷	1,000	179			
〃	〃	〃	〃	大 月 谷	500	29			
〃	〃	〃	〃	細 田 谷	500	39			

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	天川村	カ マ ス 谷	500	43			
〃	〃	〃	〃	マイガシリ谷	500	102			
〃	〃	〃	〃	小 池 谷	500	61			
〃	〃	〃	〃	タ キ ノ 谷	500	49			
〃	〃	〃	〃	松 葉 谷	500	21			
	計			27路線	50,500				
開設	自動車道	林道	野迫川村	北 股 弓 手 原	500	<u>(2,925)</u> <u>2,811</u>	○		国有林に利 用区域有り
〃	〃	〃	〃	ホ ラ 谷 立 里	<u>4,000</u>	<u>528</u>	○		
〃	〃	〃	〃	西 谷	1,000	120			
〃	〃	林業 専用道	〃	桧 股	2,500	92	○		国有林に利 用区域有り
	計			4路線	<u>8,000</u>				
開設	自動車道	林道	十津川村	高 滝	3,600	326	○		
	計			1路線	<u>3,600</u>				
開設	自動車道	林道	上北山村	橡 谷 小 処	500	242			
〃	〃	〃	〃	水 太 和 佐 又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	小 谷	1,000	619			
	計			3路線	2,500				
開設	自動車道	林道	下北山村	不 動 峠 桃 原	1,500	25			
〃	〃	〃	〃	天 の 谷 ヌ タ 谷	8,000	293			
	計			2路線	9,500				
開 設 合 計				<u>37路線</u>	<u>74,100</u>				

注 ( ) は、他の市町村を含めた利用区域

## (2) 拡張(改良)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	天川村	吉 野 大 峯	300	(1,595) 168			吉野町,黒滝村, 川上村と連絡
〃	〃	〃	〃	川 股 天 辻	1,000	(2,804) 1,629			五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	殿 野 坪 内	1,000	(2,824) 1,502			五條市と連絡
〃	〃	〃	〃	塩 野 新 田	300	568			
〃	〃	〃	〃	西 の 谷	500	578			
〃	〃	〃	〃	僧 庵 谷	300	75			
〃	〃	〃	〃	向 山 西	200	30			
〃	〃	〃	〃	大 橋	200	412			
〃	〃	〃	〃	大 谷	200	38			
〃	〃	〃	〃	道 浄 谷	200	175			
〃	〃	〃	〃	籠 山	200	62			
〃	〃	〃	〃	広 瀬 谷	500	320			
〃	〃	〃	〃	牛 頭 谷	200	59			
〃	〃	〃	〃	五 色 谷	500	279			
〃	〃	〃	〃	桑 の 谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	白 倉 谷	500	803			
〃	〃	〃	〃	門 越 谷	200	63			
〃	〃	〃	〃	入 谷	200	42			
〃	〃	〃	〃	北 又 谷	200	94			
〃	〃	〃	〃	九 尾 谷	400	246			
〃	〃	〃	〃	笠 井 谷	200	100			
〃	〃	〃	〃	深 谷	300	484			
〃	〃	〃	〃	ナ メ ラ 谷	200	90			
〃	〃	〃	〃	中 の 谷	200	28			

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	天川村	ク チ 谷	200	37			
〃	〃	〃	〃	西 の 谷 支	200	70			
〃	〃	〃	〃	魚 止 り	200	136			
〃	〃	〃	〃	千 本 谷	200	261			
〃	〃	〃	〃	上 の 平	200	14			
	計			29路線	9,500				
拡張	自動車道 (改良)	林道	野迫川村	平 川 釜 落	<u>500</u>	<u>451</u>			
〃	〃	〃	〃	北 股 弓 手 原	100	<u>(2,925)</u> <u>2,811</u>	○		
〃	〃	〃	〃	ゴ ッ ト ロ 谷	<u>100</u>	<u>116</u>			
〃	〃	〃	〃	五 色 谷	<u>100</u>	<u>203</u>			
〃	〃	〃	〃	コ 人 谷	<u>100</u>	<u>530</u>			
〃	〃	〃	〃	大 井 谷	<u>100</u>	<u>95</u>			
〃	〃	〃	〃	弓 手 原	<u>300</u>	<u>657</u>			
〃	〃	〃	〃	名 谷	<u>100</u>	<u>246</u>			
〃	〃	〃	〃	ア ジ コ 谷	<u>100</u>	<u>137</u>			
〃	〃	〃	〃	イ タ ツ ゴ 奥 千 丈	<u>100</u>	<u>369</u>			
〃	〃	〃	〃	砂 子 谷	<u>100</u>	<u>176</u>			
〃	〃	〃	〃	川 瀬 谷	<u>100</u>	<u>499</u>			
〃	〃	〃	〃	川 瀬 谷 支 線	<u>100</u>	<u>117</u>			
〃	〃	〃	〃	ア ズ マ タ	<u>100</u>	<u>172</u>			
〃	〃	〃	〃	サ ル カ イ 谷	<u>100</u>	<u>189</u>			
〃	〃	〃	〃	峰 平 谷	<u>100</u>	<u>256</u>			
〃	〃	〃	〃	土 谷 平	<u>100</u>	<u>36</u>			
〃	〃	〃	〃	大 股 併 用 林 道	<u>100</u>	<u>81</u>			

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	野迫川村	川 原 樋 川	100	1,571			
〃	〃	〃	〃	夕 彳 谷	100	327			
〃	〃	〃	〃	ホ 彳 谷 立 里	100	528			
〃	〃	〃	〃	檜 股	100	104			
〃	〃	〃	〃	平 川 谷	100	163			
〃	〃	〃	〃	南 谷	100	93			
〃	〃	〃	〃	後 谷	100	40			
〃	〃	〃	〃	夕 彳 厶 原	100	450			
〃	〃	〃	〃	牛 厶 谷	100	63			
〃	〃	〃	〃	イ 夕 ツ ゴ 谷	100	58			
〃	〃	〃	〃	西 谷	100	143			
	計			29路線	3,500				
拡張	自動車道 (改良)	林道	十津川村	奥 千 丈	1,000	3,598	○		
〃	〃	〃	〃	旭	500	2,894	○		
〃	〃	〃	〃	内 原	800	3,334			
〃	〃	〃	〃	不 動 木 屋	500	1,300	○		
〃	〃	〃	〃	松 柱	400	652			
〃	〃	〃	〃	松 柱 支	100	58			
〃	〃	〃	〃	今 西	200	386			
〃	〃	〃	〃	大 谷	500	639			
〃	〃	〃	〃	奥 大 谷	100	772			
〃	〃	〃	〃	京 の 谷	100	224			
〃	〃	〃	〃	広 見 川	50	259			
〃	〃	〃	〃	小 森	50	147			
〃	〃	〃	〃	月 谷	200	1,245			

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	十津川村	折 立 大 谷	50	167			
〃	〃	〃	〃	三 浦 谷	100	458			
〃	〃	〃	〃	入 谷	100	170			
〃	〃	〃	〃	西 中 谷	50	38			
〃	〃	〃	〃	栗 平	250	1,834			
〃	〃	〃	〃	市 原 谷	250	200			
〃	〃	〃	〃	則 本 谷	200	250			
〃	〃	〃	〃	果 無 谷	150	810			
〃	〃	〃	〃	小 原 永 井	250	676			
〃	〃	〃	〃	大 井 谷	50	282			
〃	〃	〃	〃	檜 尾 谷	50	240			
〃	〃	〃	〃	田 之 垣 内	50	64			
〃	〃	〃	〃	山 崎 谷	200	555			
〃	〃	〃	〃	大 野	200	910			
〃	〃	〃	〃	小 原 谷	100	49			
〃	〃	〃	〃	熊 谷	100	463			
〃	〃	〃	〃	神 山	100	217			
〃	〃	〃	〃	川 津 今 西	300	2,575			
〃	〃	〃	〃	錨 谷	100	173			
〃	〃	〃	〃	迫 野 谷	100	170			
〃	〃	〃	〃	那 知 合 永 井	1,000	194			
	計			34路線	8,250				
拡張	自動車道 (改良)	林道	下北山村	四 ノ 川 2 号	600	224	○		
〃	〃	〃	〃	ト ボ ト 谷	140	401	○		
〃	〃	〃	〃	前 鬼	100	323			
〃	〃	〃	〃	備 後 川	30	(4,135) 623			上北山村、三重県 熊野市、国有林と連 絡

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	下北山村	小 又	500	483			
〃	〃	〃	〃	コ モ 谷	300	160			
〃	〃	〃	〃	天 の 谷 ヌ タ 谷	300	293			
	計			7路線	1,970				
拡張	自動車道 (改良)	林道	上北山村	辻 堂 山	500	186	○		
〃	〃	〃	〃	椽 谷 西 ノ 谷	1,000	1,473			
〃	〃	〃	〃	サ シ ギ リ	1,000	1,581	○		
〃	〃	〃	〃	水 太 和 佐 又	500	903			
〃	〃	〃	〃	備 後 川	200	(4,135) 730			下北山村.三重県 熊野市.国有林と連 絡
〃	〃	〃	〃	深 瀬 谷	300	715			
〃	〃	〃	〃	小 谷	500	619			
〃	〃	〃	〃	和 泉 谷	300	292			
〃	〃	〃	〃	内 ケ 谷	200	302			
〃	〃	〃	〃	白 川 又	1,000	4,267			
〃	〃	〃	〃	和 佐 又	100	232	○		
	計			11路線	5,600				
改 良 合 計				110路線	28,820				

注 ( ) は、他の市町村を含めた利用区域

(3) 拡張(舗装)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	天川村	殿野坪内	7,000	(2,824) 1,502			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	川股天辻	2,000	(2,804) 1,629			五條市 と連絡
〃	〃	〃	〃	塩野新田	3,000	568			
〃	〃	〃	〃	西の谷	1,600	578			
〃	〃	〃	〃	向山西	200	30			
〃	〃	〃	〃	籠山	200	62			
〃	〃	〃	〃	桑の谷	500	291			
〃	〃	〃	〃	門越谷	500	63			
〃	〃	〃	〃	九尾谷	200	246			
〃	〃	〃	〃	西の谷支	200	70			
〃	〃	〃	〃	魚止り	200	136			
〃	〃	〃	〃	セコ谷	400	25			
〃	〃	〃	〃	僧庵谷	500	75			
	計			13路線	16,500				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	野迫川村	ゴットロ谷	100	116			
〃	〃	〃	〃	北股弓手原	300	(2,925) 2,811			
〃	〃	〃	〃	弓手原	300	657			
〃	〃	〃	〃	平川釜落	300	451			
〃	〃	〃	〃	檜股	100	104			
〃	〃	〃	〃	南谷	100	93			
〃	〃	〃	〃	夕イノ原	300	450			
	計			7路線	1,500				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	栗平	3,300	1,884			
〃	〃	〃	〃	山崎谷	1,500	555			

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)	林道	十津川村	今 西	2,000	386			
〃	〃	〃	〃	高 滝	5,000	326			
	計			4路線	11,800				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	下北山村	備 後 川	300	(4,135) 623			上北山村、三重県 熊野市、国有林と 連絡
〃	〃	〃	〃	五 田 刈	1,371	378	○		
	計			2路線	1,671				
拡張	自動車道 (舗装)	林道	上北山村	水 太 和 佐 又	1,000	903			
〃	〃	〃	〃	深 瀬 谷	500	715			
〃	〃	〃	〃	椽 谷 小 処	500	242			
	計			3路線	2,000				
舗 装 合 計				29路線	33,471				

注 ( ) は、他の市町村を含めた利用区域

5 保安林整備及び治山事業に関する計画  
 (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等  
 ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面積		備考
		前半5ヵ年の計画面積	
総数（実面積）	48,160	47,205	
水源涵養のための保安林	43,913	42,986	
災害防備のための保安林	4,429	4,401	
保健、風致の保存等のための保安林	2,117	2,117	

- 注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在	面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村		前半5ヵ年の計画面積		
指定	水源涵養のための保安林	総数	1,851	924	水源涵養のため	
		天川村	132	66		
		野迫川村	183	91		
		十津川村	801	400		
		下北山村	249	124		
		上北山村	486	243		
	災害防備のための保安林	総数	54	26	災害防備のため	
		天川村	4	2		
		野迫川村	12	6		
		十津川村	28	14		
上北山村		7	3			
解除	災害防備のための保安林	総数	1	1	公益上の理由	
		十津川村	1	1		
	水源涵養のための保安林	総数	6	6	指定理由の消滅	
		天川村	1	1		
		野迫川村	1	1		
		十津川村	1	1		
		下北山村	2	2		
	上北山村	1	1			
	災害防備のための保安林	総数	5	5		
		天川村	1	1		
		野迫川村	1	1		
		十津川村	1	1		
		上北山村	1	1		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の変 更面積	間伐率の変 更面積	植栽の変更 面積
水源涵養のための保安林	—	2,070	10,897	8,862	3,784
災害防備のための保安林	67	—	129	1,804	518
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	82	1,657	82

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画地区数		
総数		36	17		「溪」は溪間工、 「山」は山腹工、 「地」は地下水排水工、「本」は本数調整伐。
天川村	坪内 外	6	3	溪・山・本	
野迫川村	檜股	1	1	溪・山・本	
十津川村	杉清 外	14	10	溪・山・本	
下北山村	上池原 外	6	2	溪・山・本	
上北山村	白川 外	9	1	溪・山・本	

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

該当無し

## (附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概況	1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1
(2) 地 況	1
(3) 土地利用の現況	2
(4) 産業別生産額	2
(5) 産業別就業者数(15才以上)	2
2 森林の現況	3
(1) 齢級別森林資源表	3
(2) 制限林普通林別森林資源表	9
(3) 市町村別森林資源表	11
(4) 所有形態別森林資源表	14
(5) 制限林の種類別面積	16
(6) 樹種別材積表	18
(7) 特定保安林の指定状況	18
(8) 荒廃地等の面積	19
(9) 森林の被害	20
(10) 防火線等の整備状況	20
3 林業の動向	21
(1) 保有山林規模別林家数	21
(2) 森林経営計画の認定状況	21
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	21
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	22
(5) 林業事業者等の現況	24
(6) 林業労働力の概況	24
(7) 林業機械化の概況	25
(8) 作業路網等の整備の概況	25
4 前期計画の実行状況	26
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	26
(2) 間伐面積	26
(3) 人工造林・天然更新別面積	26
(4) 林道の開設及び拡張の数量	26
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	27
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	27
5 林地の異動状況	28
(1) 森林より森林以外への異動	28
(2) 森林以外より森林への異動	28
6 森林資源の推移	29
(1) 分期別伐採立木材積等	29
(2) 分期別期首資源表	30
7 その他	31
<u>持続的伐採可能量</u>	31

7 その他

持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間） 単位 材積：千m<sup>3</sup>

主伐（皆伐）上限量の目安
286

第2表 持続的伐採可能量（年間） 単位 再造林率：% 材積：千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	286	155	441
90	257		412
80	229		384
70	200		355
60	172		327
50	143		298
40	114		269
30	86		241
20	57		212
10	29		184